

新規輸入EV等低環境負荷自動車助成金

三河港の神野・明海地区でEV等低環境負荷自動車を輸入した企業に対し、助成金を交付します。



**EV等低環境負荷自動車を輸入する
企業に対し
1台につき1,000円助成！**

〈助成制度の概要〉

○助成の対象となる条件

次に掲げる要件を全て満たす企業が荷主となる場合

- ① 国内に事業所を有している企業
- ② 三河港神野地区または明海地区において、国内外自動車メーカーが生産するEV等低環境負荷自動車（以下「EV等」という。）を輸入する正規輸入代理店又は当該自動車メーカーの日本現地法人（ただし、臨時的に、又は代替手段として、三河港神野地区又は明海地区においてEV等を輸入する企業は、助成対象としない。）

○助成金額

- ・EV等の台数一台につき1,000円（同一対象者への一年度間の交付上限台数は3,000台）

○助成期間

- ・令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（ただし、予算の限り有り）

○実施主体

三河港振興会

【お問合せ先】 三河港振興会事務局
豊橋市神野ふ頭町3番地の29 ポートインフォメーションセンター2F
TEL:0532-34-0130 FAX:0532-34-0172 E-mail: mppa@swan.ocn.ne.jp